

第33号様式 診療用エックス線装置廃止届

どんなときに

診療所の廃止などにより、診療用エックス線装置等をすべて廃止したとき

※2台→1台等の台数変更の場合は、「**第32号様式 診療用エックス線装置設置（予定）届出事項変更届**」による届け出となります。

いつまでに

廃止後10日以内

届出に必要な書類

書類は正副2部提出してください。（1部は保健所提出、1部は開設者控え）

・**第33号様式 診療用エックス線装置廃止届**

注意・その他

・診療用エックス線装置使用室を別用途にする場合は、構造設備の変更として「**第5号様式 病院・診療所・助産所開設許可事項一部変更許可申請書**」や「**第8号様式 病院・診療所・助産所開設許可届出事項一部変更届**」の手続きが必要になります。